



災害廃棄物対策に関する 環境省の取組について

平成27年8月20日

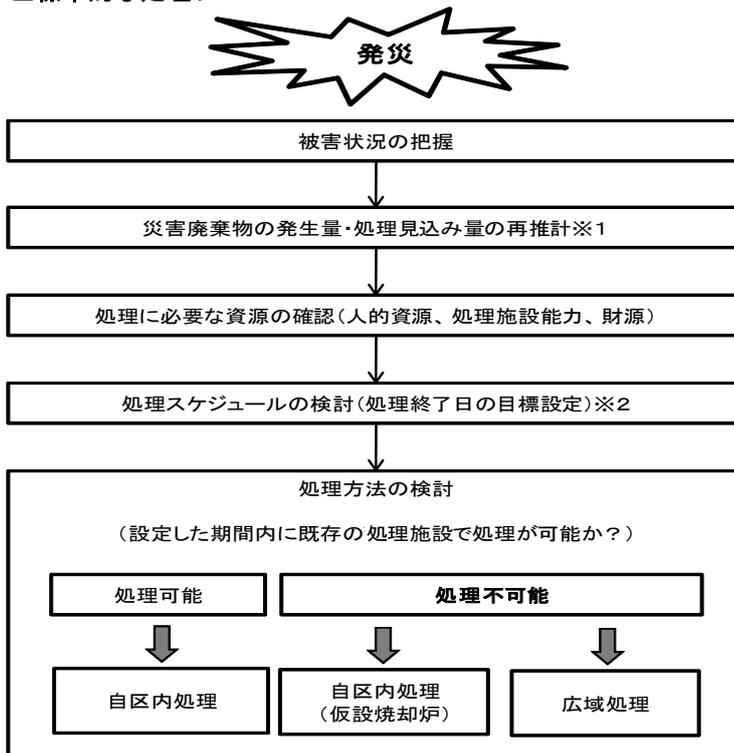
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

1

発災後の廃棄物処理の流れ

(出典：災害廃棄物対策指針（平成26年3月）)

■標準的な処理フロー



※1 処理計画で推計した発生量・処理見込み量を、実際の被害状況を基に再推計

※2 阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が約2年、災害廃棄物の処理が約3年のスケジュールで行われた。

■具体的な業務、留意事項

- 市道の道路管理者として、人命救助のための道路啓開を実施
- 消防等と連携し、損壊家屋について人命救助とがれきの撤去を実施
- 警察と連携し、所有者不明の金庫等の管理、思い出の品（位牌やアルバム等）の保管等を実施
- パッカー車、焼却施設用の燃料不足に対応
- ハエやねずみ、悪臭等、害虫の発生や生活環境の悪化を防止（火災発生等、二次災害を防止）
- 避難所等、平時と異なる箇所が発災後に新たに発生する廃棄物への対応
- 被災した施設等の復旧作業、国による財政支援への申請
- 上記について、防災担当、民間事業者等平時接点のない者と連携

等

2

過去10年の災害の発生状況(災害廃棄物補助事業を実施した主な災害)

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地震	新潟県中越地震(10月)	福岡西方沖地震(3月)	—	・能登半島地震(3月) ・新潟県中越沖地震(7月)	岩手・宮城内陸地震(6月)	—	—	・東日本大震災(3月) ・長野県中部地震(6月)	—	・淡路島地震(4月)	・長野県北部地震(11月)
台風	6回	1回	3回	4回	—	2回	—	3回	2回	2回	3回
集中豪雨	2回	3回	1回	3回	2回	2回	5回	4回	3回	4回	4回
竜巻	1回	—	1回	—	—	1回	—	—	2回	1回	1回
その他	—	—	暴風×1	暴風×1	暴風×1 高波×1	—	—	—	地滑り×1	—	大雪(2月)×1
合計	10	5	6	10	5	5	5	9	8	8	10

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年間災害補助申請数(件)	213	34	51	37	14	26	18	55	50	62	79
年間被害総額(百万円)	30,751	1,313	606	21,266	123	1,194	173	4,183	2,517	9,344	12,750 (見込み)

※平成17年～平成26年の災害等廃棄物処理事業費補助金実績値より作成(東日本大震災の処理費は除く。)

3

近年の災害及び災害廃棄物の例 平成26年8月豪雨(広島県広島市)



災害廃棄物発生量：約58万トン

4

過去の災害の経験から策定した指針

阪神・淡路大震災の経験

被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較し大きく、廃棄物発生量が大量に発生

震災廃棄物対策指針の策定

(平成10年10月厚生省生活衛生局)

大規模水害

一時に大量の廃棄物が発生し、また道路の通行不能等により、平常時と同じ体制では対応が困難

水害廃棄物対策指針の策定

(平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

東日本大震災の経験

大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混合した状態で大量に発生。東日本大震災及び、大雨、竜巻、台風の被害への対応から得られた、さまざまな経験や知見を踏まえ、震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を統合

災害廃棄物対策指針の策定

(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

5

災害廃棄物対策指針の概要

目的

1. 都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成・指針を示すこと。
2. 東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑止・軽減するための地域レベルでの災害対策を強化すること。

災害廃棄物対策指針の要点

- 災害前・発災後に誰が何をしなければならないのか、時期区分別に構成
- 災害廃棄物の種類別の処理処分方法や分別・再資源化の推進について記載
- 災害予防(災害への備え)、教育訓練に力点を置いての構成・記述
- 民間事業者等(一般廃棄物事業者団体、産業廃棄物事業者団体、建設事業者団体、セメント事業者等)との連携について記載
- 都道府県間、市町村間の広域的な相互協力体制の整備の観点を強調
- 被災地方公共団体だけでなく支援地方公共団体も災害対策の主体として記載
- 災害廃棄物処理計画の作成や実際に行う処理業務の手助けになるよう、資料編を充実

6

大規模な災害に備えた 廃棄物処理対策の強靱化

南海トラフ巨大地震・首都直下地震の災害の規模及び想定する廃棄物の量

項目	南海トラフ巨大地震 (広範囲・大規模地震・津波)	首都直下地震 (局所的・大規模地震)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 津波による広範囲な被害が発生(24都府県) ▶ 混合廃棄物、塩分を含む廃棄物の発生 ▶ 災害廃棄物等の輸送路・仮置き場・処分場等の確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 狭い地域に膨大な量の災害廃棄物が発生し首都機能が麻痺 ▶ 首都機能回復のため早期処理が必要 ▶ 廃棄物関連中枢機能喪失
マグニチュード	9.1M	7.5M
30年以内の発生確率	東南海地震70~80% 南海地震60%	70%
最大震度	7	7
主な被災地域	東海・近畿・中国四国・九州地方	茨木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県
推定避難者数	最大 約950万人	最大 約700万人
1)推定災害廃棄物量 (東日本大震災比較)	2)最大 約3.2億トン (約16倍)	2)最大 約1.1億トン (約5倍)
1)推定津波堆積物量	最大 約2,700万トン	---

出典：「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」平成25年5月中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG
「首都直下地震の被害想定と対策について」平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討WG

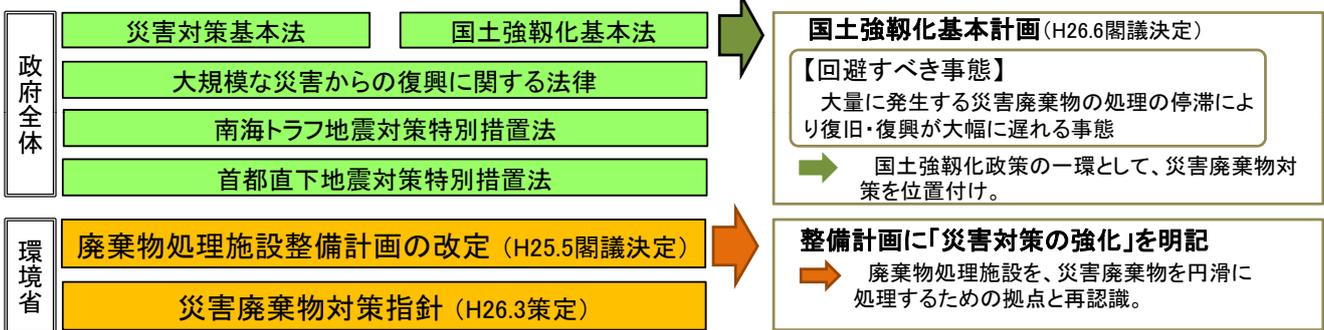
- 1) 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」平成26年3月 環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会
- 2) 内閣府の推計値（南海トラフ巨大地震：約2.5億トン、首都直下地震：1億トン）よりも大きな数値となった理由として、内閣府の推計値が全壊のみを対象としたのに加え、グランドデザインでは、半壊・床上浸水・床下浸水を被害想定に追加したものである。（参考資料参照）

廃棄物の処理に関する災害対策をめぐる動き（H24～H26年度）

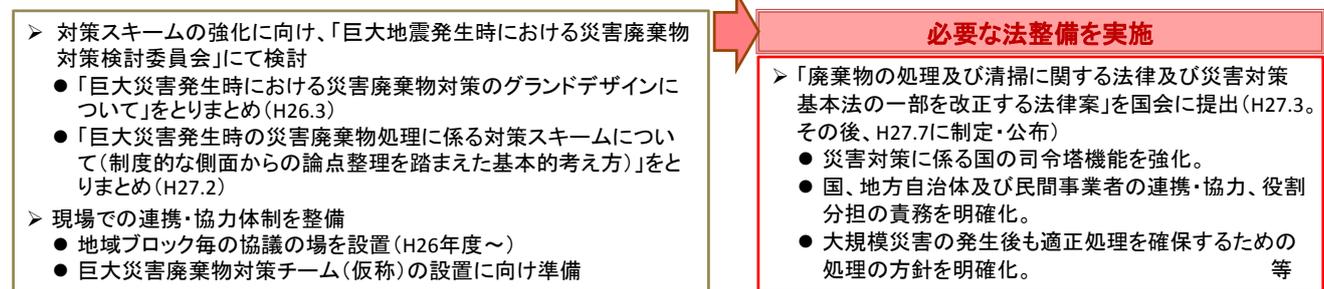
想定される大規模な災害時の災害廃棄物・津波堆積物の量

- 南海トラフ地震：災害廃棄物が最大約3.2億トン（東日本大震災の16倍）、津波堆積物が最大約0.3億トン
- 首都直下地震：災害廃棄物が最大約1.1億トン（東日本大震災の5倍）

東日本大震災以降の制度的対応（H24・H25）



災害廃棄物対策を支援する取組の進展（H25・H26）



9

東日本大震災の教訓

東日本大震災の教訓を踏まえれば、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針は以下のとおり。

〔課題1〕円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え（方針・体制）が不十分

〔対策方針〕

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。



〔課題2〕適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

〔対策方針〕

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保することが必要。
- 通常災害時から巨大災害時まで、災害の規模に応じた切れ目のない災害対応を実施するための仕組みが必要。

10

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の概要

平成27年法律
第58号

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、
 ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 ▶ 国、地方自治体及び事業者等**関係者間の連携・協力の責務の明確化**
 ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ▶ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者**が設置する**一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物进行处理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針を定める**こととする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

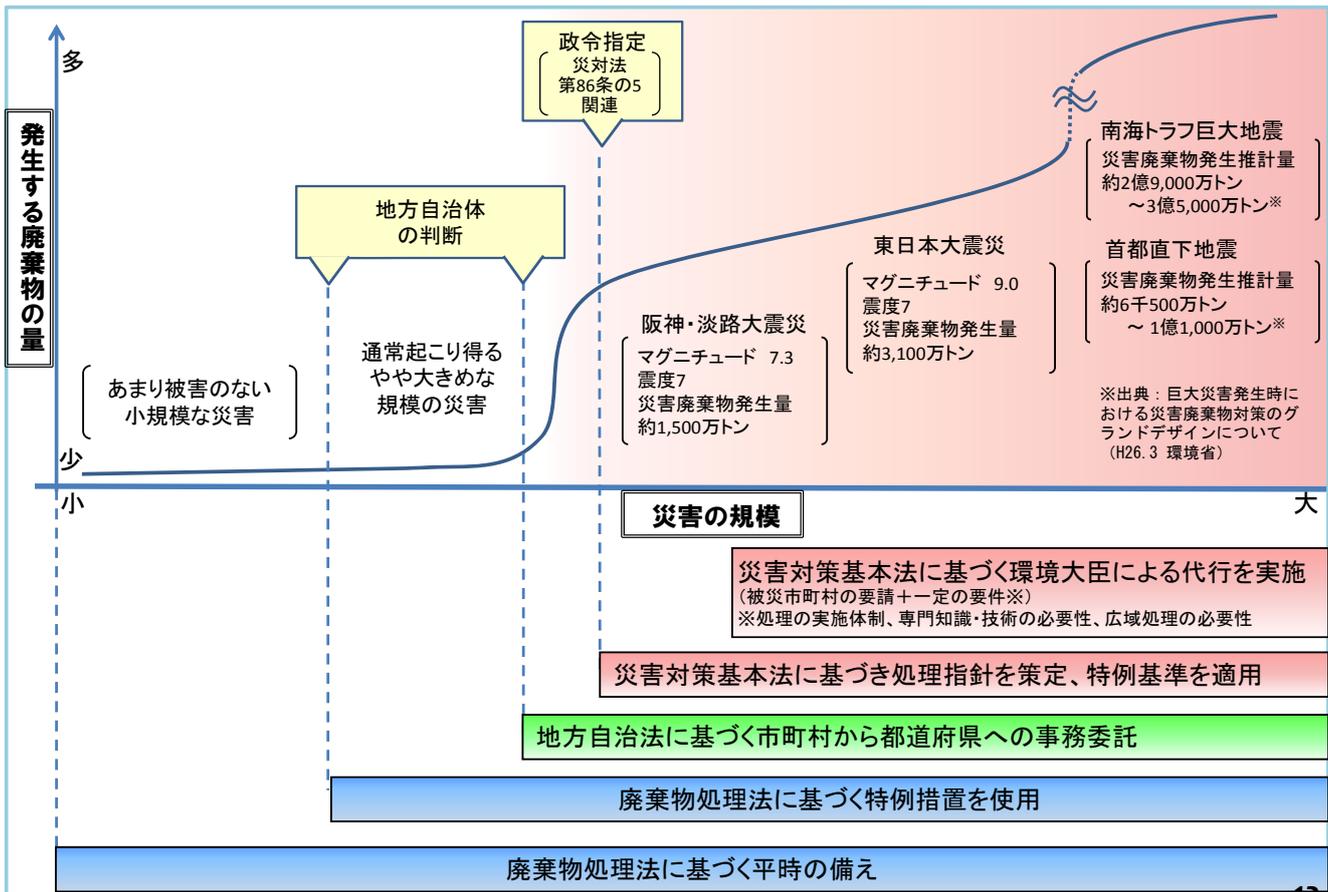
(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

3 今後の予定

- ・ 施行期日 公布の日から起算して20日を経過した日

新たな災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係政省令改正案の概要

1 改正の趣旨

平成27年通常国会に提出している廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)が国会審議を経て成立した場合には、公布日から20日後に施行されることになるため、当該施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)について所要の整備を行う。

また、昨年度、巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会(座長:酒井伸一京都大学教授)において取りまとめられた「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて」等を踏まえ、非常災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2第2項に基づく一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の一部を緩和する等の整備を行う。

13

2 改正内容

(1) 法改正に伴う政省令改正

○ 都道府県廃棄物処理計画に定める、法第5条の5第2項第2号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項として、以下の事項を定める。(法第5条の5第2項関係)

- ・ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- ・ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ・ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

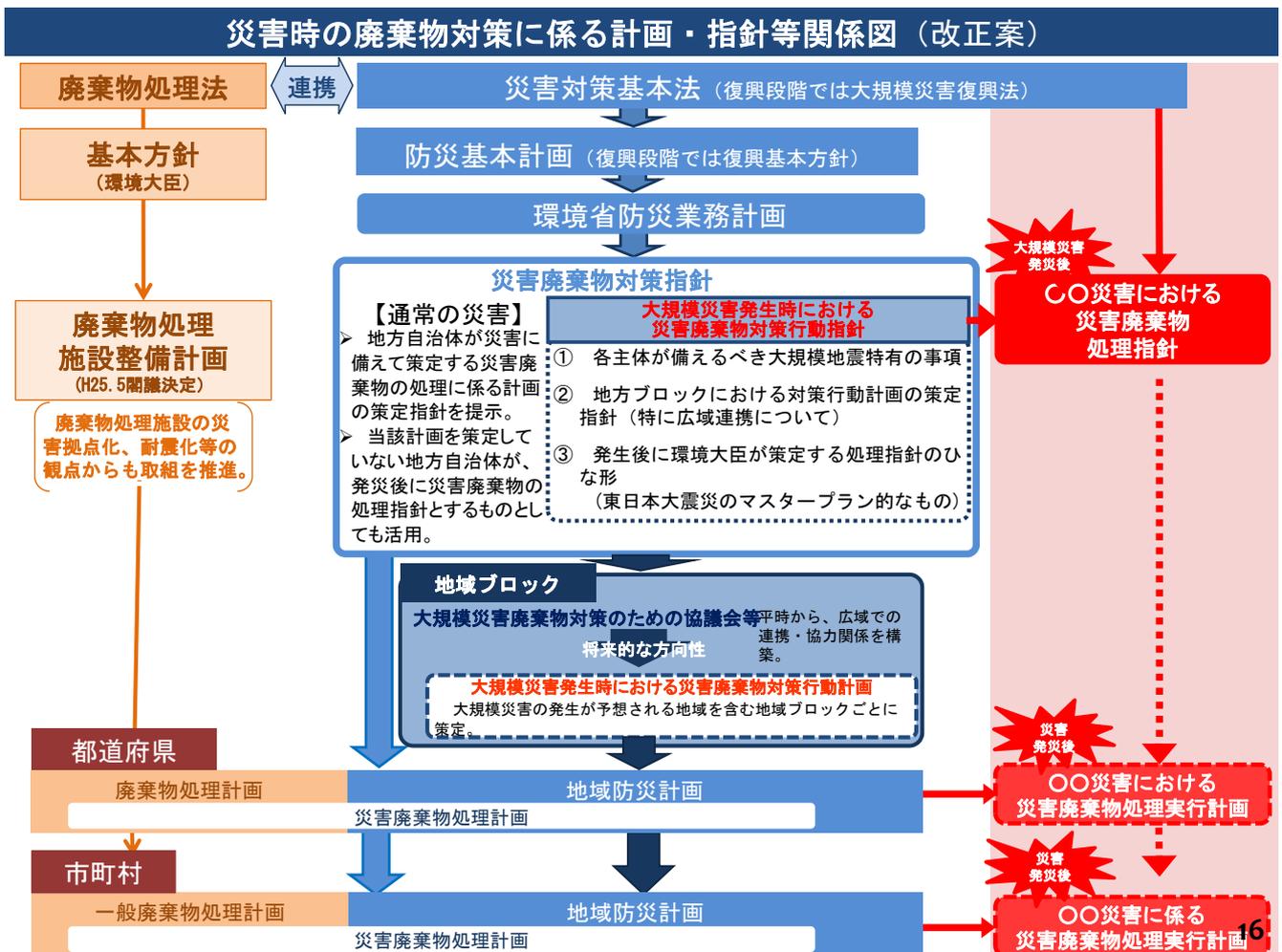
○ 市町村による、非常災害が発生した場合に設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設に係る都道府県知事への協議は、施設の位置や処理方式等の必要事項を記載し、当該施設に係る必要な書類や図面等を添付した協議書をもって行うこととする。(法第9条の3の2第1項関係)

○ 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が当該処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る手続について、現行の廃棄物処理法施行規則における市町村が設置する一般廃棄物処理施設に係る手続と同趣旨の手続を定める。(法第9条の3の3第1項、第2項及び第3項関係)

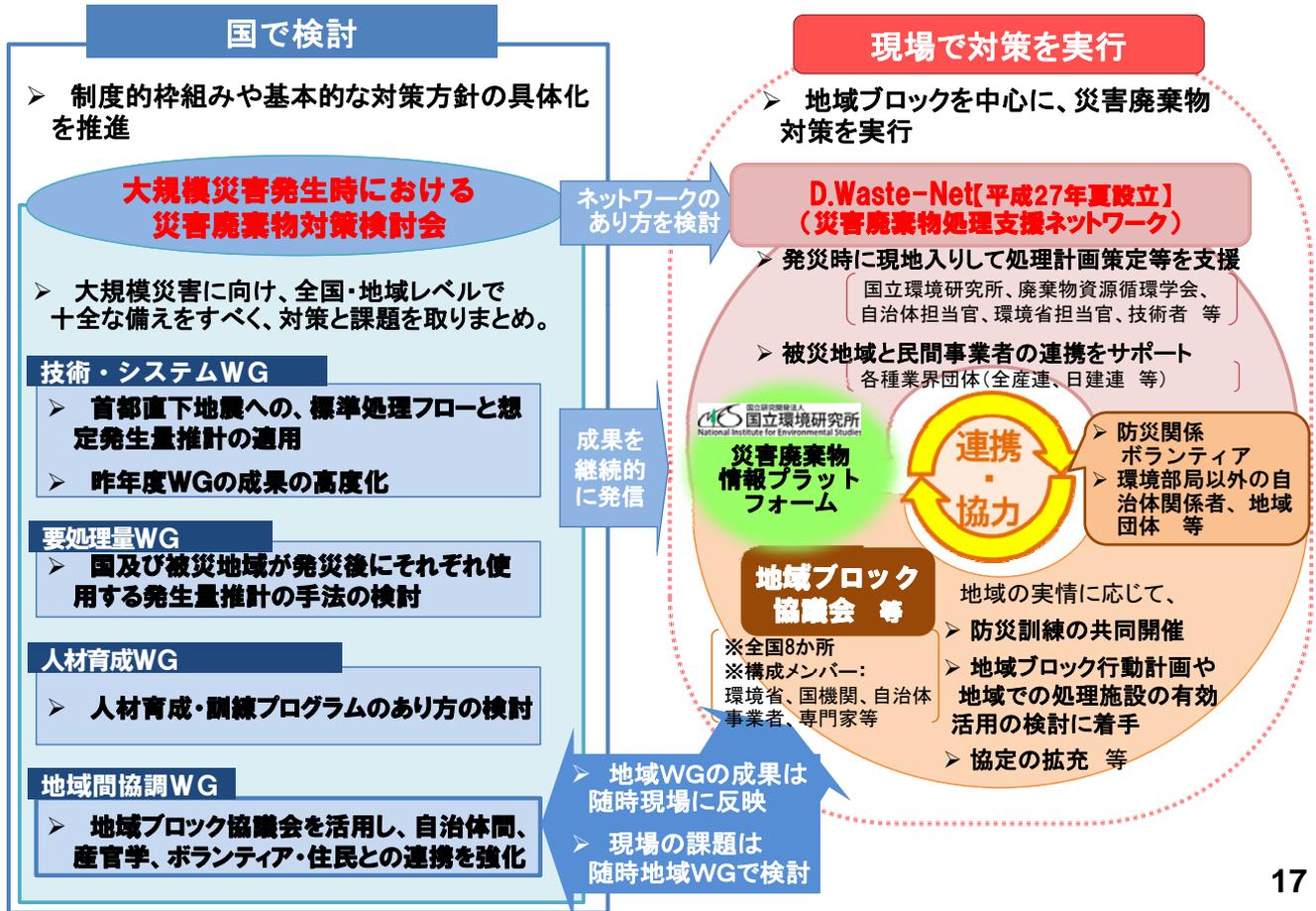
14

(2)一般廃棄物処理の再委託禁止の一部緩和

- 非常災害により生じた一般廃棄物の処理(日常生活に伴い生じるごみ等の処理を除く。)について、再委託を可能とする。(法第6条の2第2項及び第3項関係)
- 一般廃棄物を再委託する場合の基準を以下のとおりとする。(法第6条の2第2項及び第3項関係)
 - ・ 再受託者が業務を遂行するに足る施設等を有すること。
 - ・ 再受託者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
 - ・ 再受託者が自ら業務を実施すること。
 - ・ 市町村・受託者間の契約書に再委託しようとする者として記載されていること。
 - ・ 再受託者への委託料が当該業務を遂行するに足る額であること。
 - ・ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する場合には、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- その他所要の改正を行う。



災害廃棄物対策の検討体制及び主な検討事項（平成27年度）



D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク) (H27年度)

- 災害廃棄物対策に係る知見・技術を有効に活用し、国、自治体、事業者の災害対応力向上につなげるため、有識者や民間事業者団体等による人的な支援ネットワーク。
- ネットワークは、支援者グループと民間事業者団体グループから構成する。
- メンバーは、環境省による任命とする。
- 事務局は、本年度は環境省災害廃棄物対策チームとする（H28年度以降、国立環境研究所に支援者グループの事務局機能を移管予定）。

	支援者グループ	民間事業者団体グループ
平時	<ul style="list-style-type: none"> ① 過去の災害における取組の整理・分析 ② 災害廃棄物処理に係る最新の科学的、技術的知見の整理 ③ 自治体による事前の備え(災害廃棄物処理計画や人材育成等)の支援 ④ 上記を踏まえた更なる課題、現場からの要望の整理等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 過去の災害における取組、ノウハウの整理 ② 災害発生時での処理を支援するための備え ③ 連携・協力体制の構築等 ※ 環境省が各団体の役割、機能確定を調整。
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災状況の把握 ② 現地での処理業務への支援 ③ 処理実行計画等の策定支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災状況の把握 ② 現地支援等

大規模災害発生時における災害廃棄物対策の検討、実施に係る事業

目的：大規模な災害を見据え、災害発生時における廃棄物処理システムを全国、地域ブロック等の各レベルで構築、運営

- 昨年度までの検討、実施を踏まえ、大規模な災害に耐え得る処理システムの整備に必要な技術的、システムの事項を検討、整理。
（例）
 - ・ 標準的な処理フローの確立とその周知
 - ・ 迅速な廃棄物量推計を行うための手法の精緻化
 - ・ 想定される災害により生じる災害廃棄物の要処理量の試算と、既存の処理施設の処理可能量（余力）の比較検討 等
- 地域ブロック協議会等（地方環境事務所単位の地方での連携）の動きを加速するための支援を実施。

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

目的：大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

- 大規模災害発生時においても、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

19

一般廃棄物処理施設に対する支援の充実について

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援するスキームとして「循環型社会形成推進交付金」がある。
- これまでの循環型社会形成の推進という観点から本交付金により行ってきた廃棄物処理施設への支援に加えて、新たに災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という2つの柱を前面に打ち出し支援を充実。

循環型社会形成の推進

循環型社会形成の推進という観点から、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援することで、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与。

災害時の廃棄物処理システムの強靱化

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化。

地球温暖化対策の強化

エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の先進的設備の導入を支援することで、地球温暖化対策を強化。

「循環型社会形成の推進」に加え、新たな2つの柱を前面に打ち出すことで、地域にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の整備を一層推進。

ありがとうございました。

(以降、参考資料)

東日本大震災における
災害廃棄物処理

東日本大震災により生じた災害廃棄物(避難区域を除く)の処理状況

東日本大震災による被害状況

- ・発生日時:平成23年3月11日 14時46分
 - ・震央地名:三陸沖
 - ・震源の深さ:24km
 - ・規模:マグニチュード9.0
 - ・人的被害:死者約1万8千人、
行方不明者約3千人*
 - ・建物被害:全壊約12万9千戸、半壊約27
万戸、一部損壊約76万戸*
- ※消防庁,被害の状況(平成25年3月)



岩手県釜石市(平成23年4月撮影)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理状況

- 13道県(※1)で災害廃棄物が約2,000万トン、
津波堆積物が約1,100万トン発生(※2)。
(岩手県:平時の約8年分、宮城県:平時の約13年分)
- 福島県の一部地域(※3)を除いて、目標として
設定した平成26年3月末までに処理を完了。
- 処理の完了していない福島県の一部地域については、
きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の
代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理
完了を目指す。

- ※1 13道県:北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県
- ※2 次の避難区域(旧警戒区域・計画的避難区域)を除く。
田村市、南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、
浪江町、葛尾村、飯館村
- ※3 避難区域を除く福島県の災害廃棄物の処理割合は災害廃棄物99%、
津波堆積物99%(平成27年3月末時点)
現在も処理を実施している2市町(いずれも代行処理で実施中)
沿岸2市町:南相馬市、広野町

23

東日本大震災により生じた災害廃棄物処理のために講じた措置

○ 東日本大震災により生じた膨大な量の災害廃棄物の円滑な処理を行うため、以下の取組等を実施

- (1) 環境省における東日本大震災に係る
災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)の策定
- (2) 災害廃棄物処理に係る法令上の措置
- (3) 財政支援・処理支援体制の整備

24

(1) 災害廃棄物処理に係る法令上の措置

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年8月公布)の概要

- 司令塔の不在。災害廃棄物処理が進展しなかったことを受け、「**東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法**」を提案・制定
- 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」の制定にあたり、被災地の**地元自治体の要望等を聴取**

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

- (1)趣旨：市町村の災害廃棄物処理を国が代行する特例と、その他国が講ずべき措置を定める
- (2)災害廃棄物の処理に関する特例：国による市町村の処理の代行
- (3)費用の負担等：市町村負担の軽減

25

(1) 災害廃棄物処理に係る法令上の措置

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年8月公布)の概要

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(続き)

- (4)国が講ずべき措置：6つの措置を明文化
 - ① 災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等
 - ② 災害廃棄物の再生利用の推進等
 - ③ 災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定等
 - ④ アスベストによる健康被害の防止等
 - ⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等
 - ⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等

26

(2) 財政上の措置・支援体制の整備

○ 財政上の特例措置【平成 23～25年度：11,792億円】

- 市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業の割合に応じて、**国庫補助率の嵩上げ(最大9割)**
- さらにグリーンニューディール基金の活用(被災状況に応じて**平均95%まで嵩上げ**)により市町村負担を軽減
- 地方負担分は、事業費が多額に及ぶ市町村について、**震災復興特別交付税により全額措置**

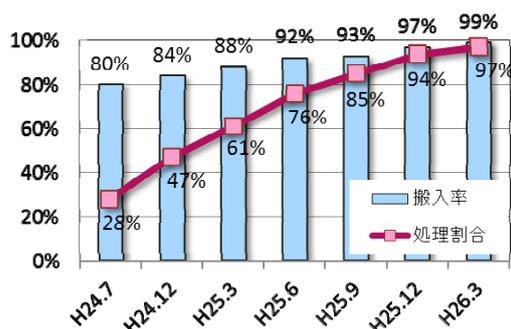
○ 環境省における処理支援体制の整備

- 岩手県、宮城県、福島県に**県内支援チーム(環境省職員)の常駐**を設置し、災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援の実施

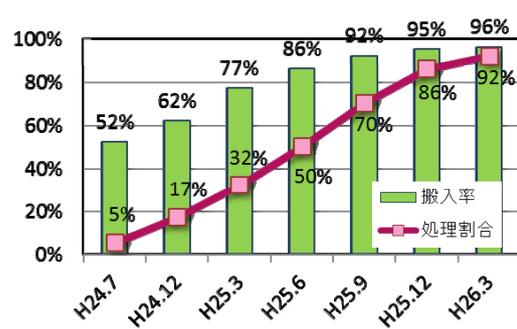
27

東日本大震災における災害廃棄物処理について（概要）

○ 全体(13道県)での処理状況(平成26年3月末)



(a) 災害廃棄物の搬入率、処理割合の推移



(b) 津波堆積物の搬入率、処理割合の推移

○ 災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況(13道県)(平成27年3月)

	都道府県数	市町村数	災害廃棄物等推計量(千トン)	処理完了市町村数	処理量(千トン)			
					再生利用	焼却	埋立	合計
災害廃棄物	13	239	20,751	234 (98%)	16,812 [81%]	2,402 [12%]	1,419 [6%]	20,633 (99%)
津波堆積物	6	36	10,558	33 (92%)	10,329 [99%]	—	171 [1%]	10,500 (92%)

注1: 処理完了市町村数、処理量の下限(%)は、それぞれ災害廃棄物等発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。
注2: 処理量の内訳の下限(%)は、処理量の合計に対する割合を示す。

28

13道県の災害廃棄物の種類別の内訳

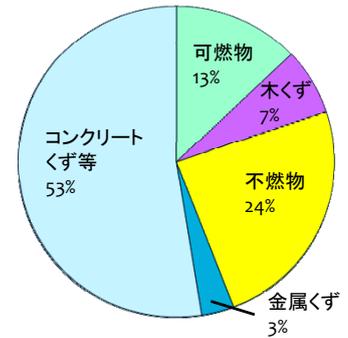
- 重量ベースでは、可燃系廃棄物が約2割、不燃系廃棄物が約8割。
- コンクリートくずが最も多く全体の半分強を占める。

可燃系廃棄物		不燃系廃棄物		
3,901 (約20%)		15,778 (約80%)		
可燃物	木くず	不燃物※1	金属くず	コンクリートくず等※2
2,554 (13%)	1,346 (7%)	4,783 (24%)	654 (3%)	10,340 (53%)

※1 漁網は不燃物に計上。

※2 コンクリートくず等にはアスファルトくず、瓦くずを含む。

単位：千トン



災害廃棄物の種類

13道県の災害廃棄物の処理の内訳

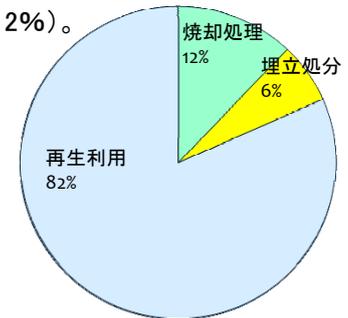
- 災害廃棄物全体の8割強を再生利用。
- 可燃系廃棄物のうち、焼却処理を行った割合は約62%（災害廃棄物全体の約12%）。
- 不燃物のうち、埋立処分を行った割合は約26%（災害廃棄物全体の約6%）。

焼却処理 (熱回収なし)	埋立処分	再生利用	再生利用の内訳	
			セメント 原燃料※4	焼却処理 (熱回収あり)
2,384 (12%)	1,232 (6%)	16,062 (82%)	1,052 (5%)※3	228 (1%)※3

※3 処理全体に対するそれぞれの再生利用の割合。

※4 セメント原燃料の内訳は可燃物約231千トン、不燃物約821千トン。

単位：千トン



災害廃棄物の処理の内訳₉

被災地における処理

- 岩手県と宮城県に設置した31基の仮設焼却炉（合計4,854トン/日）と22箇所の破砕・選別施設は処理を完了。仮設焼却炉では、約177万トンの可燃物の焼却を実施（2県で発生した可燃物の約75%に相当）。
- 福島県では残り1基の仮設焼却炉（2基は処理完了）、2箇所の破砕・選別施設が稼働中。



解体前（撮影日H25.5.16）



解体中（撮影日H25.9.26）

焼却炉・破碎選別施設



南三陸処理区仮設焼却炉
(本格稼働開始: H24.12)



宮古市仮設焼却炉
(本格稼働開始: H24.3)



石巻ブロック土壌改質施設
(稼働開始: H24.7)



南三陸処理区破碎選別施設
(稼働開始: H24.9)

31

再生利用

- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- 公共事業等(堤防復旧事業や海岸防災林復旧事業、石巻港湾環境整備事業等)において、約1,339万トン(岩手県350万トン、宮城県905万トン、焼却灰の再生利用量は約42万トン。)を利用。
- 2県(広域処理分を含む)で合計102万トンの可燃物・不燃物をセメント原燃料として再生利用。



名取市のサイクリングロード工事事業
(H25年11月開始)



岩手県大船渡市の大船渡綾里三陸線小石浜地区道路改良工事



宮城県南三陸町の志津川漁港南防波堤復旧工事



岩手県野田村の都市公園事業整備工事

災害廃棄物由来の再生資材を利用している主な公共事業

	事業	再生資材	利用量(万トン) (予定含む)
岩手県	海岸・河川堤防復旧事業	津波堆積物 コンクリートくず等	28
	海岸防災林復旧事業	津波堆積物 コンクリートくず	14
	圃場整備事業	津波堆積物 コンクリートくず	44
	公園整備事業	津波堆積物 コンクリートくず	29
	漁港復旧事業	コンクリートくず等	17
	仮置場造成事業	コンクリートくず	48
	その他事業	津波堆積物 コンクリートくず等	87
宮城県	海岸・河川堤防復旧事業	津波堆積物 コンクリートくず	88
	海岸防災林復旧事業	津波堆積物 コンクリートくず	142
	圃場整備事業	津波堆積物	15
	公園整備事業	津波堆積物 コンクリートくず等	234
	漁港復旧事業	コンクリートくず	29
	仮置場造成事業	津波堆積物 コンクリートくず	83
	その他事業	津波堆積物 コンクリートくず等	113
福島県	海岸・河川堤防復旧事業	コンクリートくず	9
	海岸防災林復旧事業	コンクリートくず	9
	公園整備事業	津波堆積物 コンクリートくず	16
	その他	コンクリートくず	16

32

広域処理

■ 広域処理の必要性

- 災害廃棄物（可燃物等）は腐敗、悪臭など生活環境に支障が生じるおそれがあり、また仮置場に堆積すると、火災発生の危険性があるため、早急な処理が必要。
- 仮置場の確保が困難なため、農地を含む民有地等に仮置場を設置する場合があります、その速やかな現状回復のためにも仮置場の解消が急務。
- 県内の既存施設（焼却施設、最終処分場等）だけでは、目標期間内の処理が困難。
- 被災地では、仮設焼却炉、破碎・選別施設の設置に取り組むものの建設には時間が必要。

被災県内処理を最大限実施してもなお処理に困難を来したため、**広域処理を要請**

■ 広域処理の成果

- 1都1府16県の一般廃棄物処理施設又は民間施設で受入れを実施（約62万トン）。
- 可燃物等の速やかな処理に大きく貢献。仮設焼却炉の立地が困難であった岩手県の25%以上の処理に寄与。不燃物や漁具・漁網の埋立処分にも大きく貢献し、約5割の広域処理割合。
- 仮置場の早期解消に大きく貢献する等、処理期間の短縮につながり、目標期間内の処理を実現。

【災害廃棄物の広域処理割合】

	岩手県	宮城県	2県合計
可燃物 ¹⁾	25%	7%	12%
木くず ²⁾	29%	4%	7%
不燃混合物等 ³⁾	65%	39%	50%

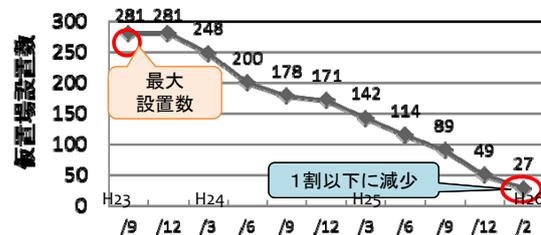
1) 可燃物全体のうち焼却処理した量に占める広域処理の割合

2) 木くず全体のうち焼却処理した量に占める広域処理の割合

3) 不燃混合物全体のうち埋立処理した量に占める広域処理の割合

※不燃混合物等とは、金属くず、コンクリートくず、漁具・漁網等の各不燃系廃棄物が分別されていない状態のものをいう。

【岩手県、宮城県の沿岸市町村における仮置場の設置数】



33

処理困難物など



魚の腐敗により害虫・悪臭が発生
平成23年6月宮城県気仙沼市



仮置場での火災発生事例
平成23年8月宮城県石巻市



出典：「FRP 船リサイクルについて」
（一般社団法人日本マリン事業協会）



漁具漁網
（岩手県宮古市 H24年10月29日撮影）

34

国による災害廃棄物代行処理の現状（H27.3.31現在）

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平成23年8月施行)に基づき、市町村の長からの要請があり、その必要性が認められるときは、国が市町村に代わって災害廃棄物の処理を実施。

相馬市・新地町

- 平成24年3月に代行処理要請を受領。
- 相馬市に仮設処理施設3基(約570t/日)を設置し、新地町の災害廃棄物も併せて処理。
- 平成25年2月から相馬市、11月から新地町の災害廃棄物等の焼却処理を実施し、新地町分は平成26年3月に、相馬市分は平成26年11月に処理完了。



相馬市仮設処理施設(平成25年2月)

広野町

- 平成25年1月に代行処理要請を受領。
- 現在、岩沢地内の町有地における仮設処理施設の建設工事中。平成27年6月から処理開始予定。



広野町仮設処理施設(平成27年1月)

南相馬市

- 平成26年3月に代行処理要請を受領。
- 平成27年1月に、仮設処理施設の代行処理業務について契約。平成28年5月から処理開始予定。

35

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2			
東日本大震災時の特別財政援助・助成法 (平成23年5月2日公布、施行) 第二章 特別の災害復旧事業についての補助 第3条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する...一部事務組合若しくは広域連合に対し、...次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を...補助する。 六 廃掃法第2条第2項に規定する一般廃棄物の処理施設で政令で定めるもの 第十一章 環境省関係 第139条(災害廃棄物の処理に関する補助)		対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2	
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

36